

小型ロータリ除雪車【1.0m 級】仕様書

〔雪切板、作業灯、ステップランプ、前面熱線ガラス、床マット、油圧式チップバック、タイヤチェーン、幅 1.0m

エアコン、後方作業灯、ラジオ、後方カメラ及びモニタ〕

契検品第 113 号

概 要

この仕様書は、小型ロータリ除雪車(1.0m級)に適用するもので、納入機は下記に定める性能諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐えうる十分な耐久性信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については米沢市長(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

◆◆◆ 小型ロータリ除雪車【1.0m級】仕様 ◆◆◆

1. 性 能(JIS D6509 性能試験)

- | | | |
|-----|-------|----------------|
| (1) | 最大積雪量 | 320t/h 以上 |
| (2) | 投雪距離 | 0～12m 以上 |
| (3) | 最大除雪幅 | 1,000mm |
| (4) | 最大除雪高 | 870mm |
| (5) | 走行速度 | 前後進とも 0～15km/h |
| (6) | 騒音レベル | 80dB (A) |

(a) 「騒音障害防止のためのガイドライン」(厚生労働省令和 5 年 4 年 20 日、基発 0420 第 2 号)第 1 管理区分に準ずる。(測定方法は JCMAS H011 の機械定置時による)

2. 主要諸元

- | | | |
|-----|--------------|------------|
| (1) | 全 長(除雪装置装着時) | 4,500mm 以下 |
| (2) | 全 幅(除雪装置含む) | 1,000 mm以下 |
| (3) | 全 高(黄色灯火端まで) | 2,000 mm以下 |
| (4) | 最低地上高 | 150mm 以上 |
| (5) | 車両総質量 | 2,500 kg以下 |

なお、「10. 付属装置及び付属品 10-2車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

- | | | |
|-----|-----------------|---------|
| (6) | 最小回転半径(最外側車輪中心) | 4.0m 以下 |
| (7) | 乗車定員 | 1人 |

3.車体

- | | | |
|-----|------|--------------|
| (1) | 機 関 | |
| | 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| | 定格出力 | 34kw以上 |
| (2) | 駆動方式 | |
| | 形 式 | 総輪駆動式走行方式 |
| (3) | タイヤ | |
| | 形 式 | 前輪 スタットレスタイヤ |
| | | 後輪 スタットレスタイヤ |

- (4) 走行装置
後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有すること
- (5) かじ取装置
油圧式車体屈折機構式
- (6) 運転室
構造 密閉形
窓 (前)熱線入り、冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

- (1) 形式 ツーステージ形、ロータリ除雪装置
- (2) 構成 オーガ、ブロフ、旋回・放出角可変・中折式シュート
- (3) 能力
シュート旋回角度 250 度以上
シュートの高さ 1,910 mm以上
昇降範囲 地下 50 mm～地上 300 mm以上
チルト角度 左右各 5 度以上
シュー 除雪装置の接地状態を調節できるシューを有すること。
安全装置 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、
(シャープピンの切断等により)除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロフ系に各々設けること。
また、オーガ空転防止装置を設けること。
その他 シュート系統、昇降装置は油圧作動とする。
- (4) 雪切版(左右) 地上から 1,200 mm以上
- (5) 前後傾斜装置
形式 油圧式チップバック
傾斜角度 4.5 度以上

5. 計器類

- (1) 燃料計 1式
- (2) 運行記録計 45km/h 以上、機関回転数記録、7 日計) 1式
- (3) 機関回転計(運行記録計組込型も可) 1式
- (4) アワーメータ 1式
- (5) 油圧計又は油圧警告灯(走行用油圧回路補給用) 1式
- (6) 油温計又は油温警告灯(走行用油圧回路用) 1式
- (7) 水温計 1式
- (8) 充電警告灯 1式
- (9) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1式
- (10) その他標準計器類 1式

6. 照明装置類

- (1) 前照灯 1式
- (2) 前方作業灯(シュート作業灯) 1式
- (3) 後方作業灯 1式
- (4) 黄色灯火(散光式)全幅 500mm 以上 1式
- (5) ステップランプ 1式
- (6) その他標準照明装置類 1式

7. バックカメラ

- (1) 取付数:1 台(後方)

- (2) 電源:DC12V もしくは 24V
- (3) 動作温度:-20℃～60℃
- (4) その他:運行に際し十分な強度を有し、着雪防止等の適切な対策を講じること

8. モニタ(バックカメラ用)

- (1) 画面サイズ:7 インチ以上(カラー)
- (2) 動作温度:-10℃～50℃
- (3) その他:振動により損傷しないこと
運転室内前方に設置し、オペレータの視界を妨げないこと

9. ドライブレコーダー(前後撮影タイプ))

9-1 仕様

- (1) 国内メーカー品とし、32GB以上のSDカードを付けること。
- (2) 常時録画録音、衝撃時録画録音できるもので、上書き防止機能付き及び保存されたファイルは古いものから順に自動で書き換えができるもの。
- (3) 200万画素以上であるもの。
- (4) 東日本のLED信号機に対応しているもの。

9-2 取付け・設置に関する要件

- (1) 本機械に取付けを行うドライブレコーダーの電源は、シガーソケット方式ではなく、配線ケーブル方式であること。ただし、配線ケーブルでの給電が困難な場合はこの限りでない。
- (2) 設置場所については車両の形状に合わせ、フロントガラス又はダッシュボード等に設置すること。また、道路運送車両の保安基準に適した設置を行うこと。

10. 付属装置及び付属品

10-1 車両総質量に含むもの

- | | | |
|------|-----------------------------------|----|
| (1) | バックブザー(後方 1m において、音圧 80dB (A) 以上) | 1式 |
| (2) | エアコン | 1式 |
| (3) | ウインドウォッシャー(前面、電動式) | 1式 |
| (4) | 標識板(300×500 mm、車体後部取付) | 1式 |
| (5) | アンダーミラー(後) | 1式 |
| (6) | 座席ベルト | 1式 |
| (7) | 非常用信号具(発煙筒 1、赤旗 1) | 1式 |
| (8) | 消火器(ABC粉末、1.8 kg以上) | 1式 |
| (9) | シガーソケット | 1式 |
| (10) | ラジオ | 1式 |

10-2 車両総質量に含まないもの

- | | | |
|-----|--------------------|----|
| (1) | 予備シャーペン(全種類各 10 本) | 1式 |
| (2) | 標準付属工具 | 1式 |
| (3) | 床マット | 1式 |
| (4) | 取扱説明書 | 1式 |
| (5) | 部品表 | 1式 |
| (6) | 履歴簿(仕様書を貼付けしたもの) | 1式 |
| (7) | タイヤチェーン | 1式 |
| (8) | その他標準付属品 | 1式 |

11. 塗装及び名入れ表示等

- (1) 国土交通省建設機械塗装標準による。
- (2) 名入れ
「米沢市」車両両側の適当な位置及び後面中央に表示。

(名入れ方向は、向かって左側からとする。)
管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は発注者が別途指示する。
その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する

◆◆◆ その他事項 ◆◆◆

1. 納車場所

米沢市直江石堤3770(ジェニス(株) 1番館)

2. 納期について

納車期限:令和 8年3月31日

- (1) 納車の際は、あらかじめ納車日を連絡すること。
- (2) 昨今の世界情勢の影響により、納期に遅れが生じることが明らかになった場合は、受注者は明らかになった時点で速やかに発注者に報告の上、納期について協議するものとする。

3. 検査

受注者は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

4. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保障期間が1箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

5. その他の事項

5-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

5-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用 緊急自動車の取扱について(昭和55年6月5日付け、建設省機発第437号(以降の改正部を含む))」に準ずるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

5-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

5-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。